

## 第十五節 各 種 届

出願をした後、手続をした者がその名義、代理人等を変更したときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

### I 出願人名義変更届

出願後における特許等を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力は生じません。（特34(4)、実11(2)）

特許等を受ける権利について相続その他の一般承継があったときは、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出なければなりません。（特34(5)、実11(2)）

特施規様式第18（第12条関係）

【書類名】	出願人名義変更届
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【承継人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
(【国籍・地域】)	
【承継人代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【譲渡人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【譲渡人代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	

←

代理人手続であって、承継人が法人の場合  
にあっては、【代表者】の欄は不要です。

↑

一般承継による出願人名義変更又は承継人が届出する  
場合は、この項目を設ける必要はありません。

【その他】譲渡人の手続である。

譲渡人が届出する場合は、【その他】の欄に譲渡人手続である旨を記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 権利の承継を証明する書面 1  
【物件名】 ( )

〔備考〕

- 1 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 3 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考18に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 6 承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

- 7 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 8 承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考7に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 9 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 10 承継人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて第26条第1項各号の事項を記載する。
- 11 第27条第1項の規定により、届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○/○」のように分数で記載する。この場合において、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
- 12 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

**【承継人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

（**【国籍・地域】**）

**【承継人】**

**【識別番号】**

**【住所又は居所】**

**【氏名又は名称】**

（**【国籍・地域】**）

**【承継人代理人】**

**【識別番号】**

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 13 承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、  
「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 14 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金に

より手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

15 譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

16 第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

17 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承継の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

18 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

【移転登録申請に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、  
特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする。この場合において、承継人及び登録権利者だけで届出及び申請をする

ときは、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」の欄は設けるに及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」及び「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所（居所）】」及び「【氏名（名称）】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

へ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には、「手数料円」、「登録免許税円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

19 第5条第1項に規定する「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

20 第6条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第1項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

21 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考9と同様とする。

## Ⅱ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届及び代理人受任（辞任）届

### 1. 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届

手続をした者が、代理人の選任又は変更若しくはその代理権の内容の変更又はその消滅を届け出るときは、特施規様式第9によりしなければなりません。

### 2. 代理人受任（辞任）届

手続をした者の代理人が、代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届け出るときは、特施規様式第11によりしなければなりません。

特施規様式第9（第9条の2関係）

【書類名】	代理人選任届		
(【提出日】	令和	年	月 日)
【あて先】	特許庁長官	殿	
	(特許庁審判長	殿)	
【事件の表示】			
【出願番号】			
【手続をした者】			
【識別番号】			
【住所又は居所】			
【氏名又は名称】			
【代表者】	←		
【届出の内容】			
【選任した代理人】			
【識別番号】			
【住所又は居所】			
【氏名又は名称】			
【代理人】			
【識別番号】			
【住所又は居所】			
【氏名又は名称】			
【提出物件の目録】			
【物件名】	代理人の選任を証明する書面	1	
【物件名】	( )		

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 復代理人の選任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人選任届」とし、「【手続をした者】」の次に「【代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け（備考2、3又は4の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人を選任した代理人を記載し、「【届出の内容】」の欄は「【選任した代理人】」を「【選任した

復代理人】」とし選任した復代理人を記載する。

- 2 代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した復代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消滅した復代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 3 代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した代理人】」として代理権を変更した代理人を記載する。復代理人の代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した復代理人】」とし代理権を変更した復代理人を記載する。
- 4 代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した代理人】」として代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の、「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した復代理人】」とし代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 5 復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人が届け出るときは、「【届出の内容】」の次の「【代理人】」を「【復代理人】」とし当該代理人を記載する。
- 6 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 7 「【届出の内容】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出の内容】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】



【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

8 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

ロ 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び特許権者】」とし、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、

【届出に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、

9 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。

特施規様式第11（第9条の2関係）

【書類名】	代理人受任届
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
	(特許庁審判長 殿)
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【受任した代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	代理権を証明する書面 1
【物件名】	( )

〔備考〕

- 1 復代理人が受任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人受任届」とし、「【手続をした者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設け（備考2の復代理人に係る手続において同様とする。）、復代理人を選任した代理人を記載し、「【受任した代理人】」の欄を「【受任した復代理人】」とする。
- 2 代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した代理人】」とする。復代理人が辞任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人辞任届」とし、「【受任した代理人】」の欄を「【辞任した復代理人】」とする。
- 3 「【受任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【受任した代理人】

        【識別番号】

        【住所又は居所】

        【氏名又は名称】

    【受任した代理人】

        【識別番号】

        【住所又は居所】

        【氏名又は名称】

4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考6、8及び9と同様とする。この場合において、様式第9の備考8中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

### Ⅲ 代表者選定届

2人以上の者が共同して手続をした場合において、特許法第14条ただし書の規定による代表者選定の届出をするときは、願書等にその旨を記載するか、届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出します（特施規8）。

届出書によるときは、次の様式により作成します。

特施規様式第4（第8条関係）

【書類名】	代表者選定届		
(【提出日】	令和	年	月 日)
【あて先】	特許庁長官	殿	
	(特許庁審判長	殿)	
【事件の表示】			
【出願番号】			
【代表者】			
【識別番号】			
【住所又は居所】			
【氏名又は名称】			
【代表者】	←		
【代理人】			
【識別番号】			
【住所又は居所】			
【氏名又は名称】			
【提出物件の目録】			
【物件名】	代表者であることを証明する書面	1	
【物件名】	( )		

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 「【あて先】」は、審判に係属中の場合は特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
  - ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を、「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

3 「代表者であることを証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

代 表 者 選 定 証	
令和 年 月 日	
住 所 (居所)	
代表者	殿
	住 所 (居所)
	特許出願人
	住 所 (居所)
	特許出願人
下記の発明に関する手続については、貴殿を代表者に選定したことに相違ありません。	
記	
1	事件の表示
2	発明の名称

4 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで、22から25までと同様とする。

#### IV 出願の取下げ、放棄

出願人は、出願をしてから事件が特許庁に係属している間、出願の取下げ又は放棄をすることができます。共同出願の場合は、全員で手続しなければならず（特14）、代理人により手続をするときは、特別な授權を得なければ手続をすることができません。（特9）

また、特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願の取下げ又は放棄をすることができます。（特38の5）

出願の取下（放棄）書は、次の様式により作成します。

特施規様式第40（第28条の3関係）

【書類名】	出願取下書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

特施規様式第38（第28条の2 関係）

【書類名】	出願放棄書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【特許出願人】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】

    【特許出願人】  
        【識別番号】  
        【住所又は居所】  
        【氏名又は名称】

2 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

    【包括委任状番号】  
    【包括委任状番号】

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

## V 出願の早期公開

特許出願は、出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは最先の出願の日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年6月を経過した後に公開されますが、特許出願人は公開される前に早期公開の請求をすることができます（特64の2(1)）。ただし、次の各号に掲げる場合には認められません。

- ① 特許出願が公開されている場合（特64の2(1)①）
- ② パリ条約による優先権等の主張を伴う出願で証明書が提出されていない場合（特64の2(1)②）
- ③ 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていない場合（特64の2(1)③）
- ④ 出願人全員で請求していない場合（特14）
- ⑤ 請求に関する特別授権が証明されている代理人により手続されていない場合（特9）

なお、出願公開請求は取り下げることができません（特64の2(2)）。また、請求書の提出後に、出願が放棄、取り下げられても公開は行われ、出願の日から1年4月以内であっても、要約書の補正はできません（特17の3、特施規11の2の2）。

出願公開請求書は、次の様式により作成します。

特施規様式第50（第38条関係）

【書類名】	出願公開請求書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	
【特許出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出物件の目録】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。



## 第十六節 出願中の諸手続の一般原則

### 1. 出願番号の表示

特許庁長官は、願書を受理したときはこれに出願番号を付し、その番号を出願人（代理人）に通知します。以後、その出願に関して特許庁に手続するとき（例えば、手続補正書等の中間書類の提出）は、必ずその出願番号の表示をしなければなりません。

### 2. 一件一通主義と電子手続

#### (1) 一件一通主義の原則

出願等の手続は、書面の提出により行うことを前提として「書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。」とされ、一件一通主義が採用されています（特施規1(2)）。

すなわち当該事件に関し提出すべき書面は、手続ごとに作成しなければなりません。

#### (2) 多件一通方式による手続

(A) 「法令に別段の定めがある場合」とは次に示す①から⑫までであり、同一法域内の2以上の事件に係る手続であって、手続者が同一であり、かつ、手続の内容が同一の場合は、一通の書面で2以上の事件に係る手続を行うことができます。

- ① 特許権の存続期間の延長登録の出願人の氏名（名称）又は住所（居所）の変更の届出（特施規9(2)）
- ② 特許権の存続期間の延長登録の出願人の氏名（名称）又は住所（居所）の変更の届出と登録名義人（特許権者に限る。）の表示変更の登録申請（特施規9(3)）
- ③ 出願人の代理人選任等の届出（特施規9の2(3)）
- ④ 出願人及び特許権者の代理人選任等の届出（特施規9の2(3)）
- ⑤ 発明者又は出願人若しくはその代理人の氏名（名称）又は住所（居所）に係る手続の補正（特施規11(2)）
- ⑥ 出願人に係る手続の補正と登録名義人（特許権者に限る。）の表示更正の登録申請（特施規11(3)）
- ⑦ 出願人名義変更の届出（特施規12(2)）
- ⑧ 出願人名義変更の届出と特許権移転登録の申請（特施規12(3)）
- ⑨ 外国語書面の翻訳文の提出に係る回復理由書（特施規25の7(8)）
- ⑩ 特許出願等に基づく優先権の主張の提出に係る回復理由書（特施規27の4の2(6)）
- ⑪ パリ条約の例による優先権の主張の提出に係る回復理由書（特施規27の4の2(7)で準用する同規則27の4の2(6)）
- ⑫ 出願審査請求書の提出に係る回復理由書（特施規31の2(7)）

#### (B) 多件一通方式による書類の作成要領

- ① 多件一通方式による平成2年12月1日以後の特許出願に係る出願人名義変更と特許権の移転登録の申請を行う場合の「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」の作成要領  
特許出願人名義変更届及び移転登録申請書は、特許法施行規則第12条に定める様式第18

により作成します。

イ. 出願人の名義変更と特許権の移転登録の申請を行う場合の作成例

【書類名】 特許出願人名義変更届及び移転登録申請書  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】 別紙のとおり -----  
【登録の目的】 本特許権の移転  
【承継人及び申請人（登録権利者）】  
・  
・  
【譲渡人及び申請人（登録義務者）】  
・

【別紙】  
【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】  
特願○○○○-○○○○○○○、 特願○○○○-○○○○○○○、  
特願○○○○-○○○○○○○、 特願○○○○-○○○○○○○、  
【移転登録申請に係る特許番号】  
特許第○○○○○○○○○号、 特許第○○○○○○○○○号、  
特許第○○○○○○○○○号、 特許第○○○○○○○○○号、  
↑----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。

ロ. 作成上の注意事項

- (a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。
- (b) 特許印紙、登録免許税に係る収入印紙は、別の用紙に区別してはり、それぞれの印紙の上には、「手数料円」、「登録免許税円」のようにその印紙の合計額を記載します。
- (c) 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、出願番号、特許番号を記載します。
- (d) 出願に係属中の事件（平成2年12月1日以降の出願）については、各件ごとに電子化手数料が必要になります。

② 多件一通方式による平成2年12月1日以後の特許出願についての出願人に係る手続補正書と登録名義人（特許権者）の表示更正登録の申請を行う場合の手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書の作成要領

手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書は、特許法施行規則第11条に定める様式第13により作成します。

イ. 住所の補正及び更正の場合の作成例

【書類名】	手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書
(【提出日】	令和〇〇年〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	別紙のとおり
【補正をする者及び申請人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	←--- 識別番号を記載しても住所の省略はできません。
【氏名又は名称】	
【代表者】	⑩
【手続補正1】	
【補正対象書類名】	特許願
【補正対象項目名】	特許出願人
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【特許出願人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関1-3-1
【氏名又は名称】	特許株式会社
【更正に係る表示】	
【更正前の表示】	東京都千代田区霞が関1-3
【更正後の表示】	東京都千代田区霞が関1-3-1
【登録の目的】	登録名義人の表示更正
【非課税である旨の申出】	住居表示の実施による表示の更正の登録の申請

【別紙】	
【手続の補正に係る事件の表示】	
特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、
特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇、
【表示更正登録申請に係る特許番号】	
特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、	特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号、
↑	----- 事件の表示の区切りには読点「、」を付します。

ロ. 作成上の注意事項

- (a) 多件一通方式による手続は、書面手続に限り行うことができます。
- (b) 登録免許税の納付に係る収入印紙は、別の用紙にはります。
- (c) 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載し、その次に「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申

請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号を記載します。

(d) 登録免許税が課されない登録の申請をするときは、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」のように記載します。

(e) 出願に係属中の事件（平成2年12月1日以降の出願）については、各件ごとに電子化手数料が必要になります。

### 3. 電子手続への適用

電子手続についてもこの原則が書面手続に準じて踏襲されます。

一件一通主義の原則を前提とした特許等関係法令の規定を適用することとなります。

#### (1) オンライン手続における入力事項・様式

オンライン手続について入力すべき事項は、特許等関係法令に規定する書面に記載すべき事項であり（例施規10の2(1)）、その入力はその様式によりしなければなりません（例施規11）。

#### (2) 電子手続の法令適用

オンライン手続は、書面の提出により行われたものとみなし、書面に基いて手続を行うことを規定する特許等関係法令の規定を適用します（特例法3(3)）。

### 4. 原則から外れる手続の特例

一件一通主義の原則から外れる手続が認められます。

申請人の負担と事務処理の効率性との均衡を考慮し、手続の円滑な処理を図るもので、次のとおりです。

(1) 特許法施行規則第9条の3、第10条、第27条の4及び第31条に規定するもの

(2) 特例法施行規則第6条及び第12条に規定するもの

(3) 併合手続（方式審査便覧122.01）

2以上の特許出願又は実用新案登録出願に係る次の手続については、出願の法域が同一であり、手続をする者及びその者の代理人が同一である場合に限り、同一の書類で書面の提出により行うことができるものとします。

① 電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出

書式第29

【書類名】	手続補足書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【補足をする者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
【補足対象書類名】	
【補足の内容】	
【提出物件の目録】	

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

- 2 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第32の備考と同様とする。

② 包括委任状の援用の制限の届出

書式第28

【書類名】	包括委任状援用制限届
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【手続をした者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
【届出の内容】	
【援用を制限した代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 特許出願人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

- 2 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を【手続をした者及び特許権者】と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】及び【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、  
特願○○○○－○○○○○○○、 特願○○○○－○○○○○○○、

### 【届出に係る特許番号】

特許第〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇号、

特許第〇〇〇〇〇〇号、特許第〇〇〇〇〇〇号、

- 2 その他は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第7の備考と同様とする。

## 5. 提出書面の省略

出願等の手続において提出すべきとされる証明書その他書面については、申請人の手続負担の軽減と特許庁の処分の実質性、効率性を考慮し、一定の条件のもとに、他の事件について提出したものを援用するという手続方式を省令で定め、その提出の省略を認めています。

### (1) 提出書面の省略

#### ① 特許法施行規則第9条の3の規定による包括委任状の援用（実施規23(1)において準用）

(A) 手続をする際の代理権の証明については、特例法施行規則第6条第1項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」といいます。）を援用してすることができます。〔包括委任状については第一章第四節 参照〕

(注) 特例法施行規則の施行日前にした特許出願、実用新案登録出願及びその出願に係る手続についても包括委任状を使用することができます。

(B) 包括委任状の援用の制限の届出（例施規7、特施規9の3(2)）があったとき又は包括委任状の取下げ（例施規8）があったときは、これらの手続後は当該事件に係る手続について包括委任状を援用することができません。

#### ② 特許法施行規則第10条の規定による提出書面の省略（実施規23(1)において準用）

##### (A) 特許法施行規則第10条第1項

同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一であるときは、1の手続についてその原本を提出し、他の手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。

対象となる証明書は、特許法第30条第3項若しくは第43条第2項（同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第11条、特許法等関係手数料令第1条の3、産業競争力強化法施行令第17条から第19条まで、又は特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項、第9条第4項、第11条の5第2項、第25条の7第7項本文、第27条第1項、第2項、第3項本文若しくは第4項本文、第27条の2第1項若しくは第2項、第27条の4の2第5項本文（同条第7項で準用する場合を含む。）、第31条の2第6項本文、第38条の2第4項本文、第38条の6の2第5項本文、第38条の14第4項本文（同条第6項において準用する場合を含む。）、第69条第3項本文若しくは第69条の2第3項本文に規定するものです。

##### (B) 特許法施行規則第10条第2項

他の事件について既に証明書を提出した者は、提出した証明書の証明事項に変更がない

ときは、当該手続については、その旨を申し出て（援用の表示をして）当該証明書の提出を省略することができます。この場合において、特許庁長官が特に必要と認めるときは証明書の提出を命ずることができます。対象となる証明書は、(A)に記載のものと同様です。

③ 特許法施行規則第31条の規定による提出書面の省略（実施規23(2)において準用）

国内優先権の主張を伴う出願について、先の出願に提出した新規性喪失の例外の証明書が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(1)）

変更出願の際に、もとの出願について提出した特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項の規定による証明書、又はもとの願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(2)、(3)）

実用新案登録に基づく特許出願の際に、その実用新案登録について提出した特許法施行規則第4条の3、第5条から第7条まで、第8条第1項の規定による証明書、又は願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができます。（特施規31(4)、(5)）

## 6. 押印、署名と電子手続

### (1) 書面への押印、署名

令和2年12月28日に特許庁関連の手続を規定する特許法施行規則等を含む「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、施行日以降に特許庁に提出する書面において、一部の手続を除き、押印が不要となりました。

押印を存続する手続等の詳細につきましては、以下リンク先を御確認ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

押印を存続する手続において、外国人の場合にあっては、サイン（署名）をするか特許庁に届出されていた印を押印（令和3年12月31日まで）します。

なお、令和4年1月1日以降外国人は、サイン（署名）のみとなり押印は認められません。

### (2) 電子手続について

特例法施行後においては、特定手続である出願、及びその出願に係る手続における電子手続は次の方法により行っています。

<インターネット出願>

#### ①回線について

インターネットに接続されたネットワークを利用しています。

#### ②本人認証方法

申請人識別番号と、利用者が事前に登録した「電子証明書」の組み合わせが、各手続毎に行われるクライアント認証で使用される利用者の「電子証明書」と一致し、かつその電子証明書の信頼性をブリッジ認証局に問い合わせ確認しています。



## 7. 提出の効力発生

### (1) 書面の提出の効力発生時期

特許等関係法令には、書面手続に係る書面の提出（差出）の効力発生時期について、一般原則的な規定は設けられていません。

特許法第19条では、原則到達主義によることを前提として、願書又は提出の時期的制限が定められている書面の提出について、郵送により行われた場合のその効力の生じる時期を規定しています。その時期は、願書等を郵便局に差し出した際に発行される郵便物の受領証により証明された日時、その郵便物の通信日付印により表示された日時、等です。

※ 在外者は特許管理人（日本国内に住所又は居所を有する代理人）によらなければ手続をすることができませんでしたが、平成28年4月1日より、特許出願（分割出願、変更出願等を除く。）並びに先の特許出願を参照する旨の特許出願における先の特許出願の認証謄本を提出する物件提出書及び欠落補完における優先権主張基礎出願の写しを提出する物件提出書の提出については、在外者が自ら行うことができるようになりました。なお、外国からの航空便等による手続は、特許法第19条は適用されないため、願書の特許庁への到達日が出願日として認定されます。

### (2) 電子手続における効力発生時期

オンライン手続においては、特許庁のファイルへの記録の完了時点をもって特許庁に到達したものとみなされます（特例法3(2)）。

## 8. 期間

### (1) 期間の種類

#### ① 法定期間

手続をすべき特許法等の法律又はこれらの法律に基づく命令により定められている期間

#### ② 指定期間

手続をすべき期間が特許庁長官、審判長、審判官により指定される期間

### (2) 期間の計算（特3）

#### ① 期間の計算は、次の規定によります。

- a. 期間の初日は算入しません。ただし、その期間が午前0時から始まるときは算入します。
- b. 指定期間は、特許庁から当該書面を発送した日の翌日から起算します。
- c. 期間の定め方を月又は年でしたときは、暦に従います。月又は年の始めから起算しないときは、その期間は、最後の月又は年におけるその起算日に相当する日の前日で満了します。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日で満了します。

10月10日（起算日）から3か月 → 1月9日（月の途中から起算する例）

10月30日（起算日）から4か月 → 2月28日（応答日がない場合の例（うるう年の場合は2月29日））

#### ② 出願、請求その他の特許に関する手続についての期間の末日が、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から12月31日まで、1月2日、3日）に当たるときは、その翌日をもってその末日

とします。

なお、特許法第4条及び第5条の規定による期間の延長をした場合において、もとの期間の末日が行政機関の休日に当たったときは、その翌日をもとの期間の末日とせずに、もとの末日から延長する期間の計算がされます。

## 9. 期間の延長

### (1) 法定期間の延長（特4）

手続すべき者が在外者である場合又は手続すべき者若しくはその代理人が次表に掲げる地に居住する場合は、次に掲げる法定期間の延長を職権により認めています。

- ① 実用新案登録に基づく特許出願の期間（特許法第46条の2第1項第3号の期間に限る。）
- ② 拒絶査定不服審判の請求期間
- ③ 再審の請求期間

なお、延長の期間は、次表に掲げる地に居住する場合は15日とし、在外者である場合は60日としています。ただし、拒絶査定不服審判の請求期間については、在外者のみ1月としています。

東京都	伊豆諸島、小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

### (2) 指定期間の延長（特5）

次に掲げる書類その他の物件の提出について、指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

- ① 特許法第39条第6項の規定に基づく指令書に応答する書類
- ② 特許法第194条第1項の規定に基づいて特許庁長官又は審査官より提出を求められたものを提出する物件提出書
- ③ 特許法第48条の7の規定により提出することができる意見書

#### (1) 指定期間内に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者である場合には、1通の請求で2か月、手続すべき者が在外者である場合には、1通の請求で2か月（上記①、②の場合は3か月）の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は国内居住者及び在外者ともに1通のみです。手数料は2,100円です。

#### (2) 指定期間経過後に行う期間延長請求

指定期間経過後であっても、指定期間に2月を加えた期間内に期間延長請求を行ったときは、手続すべき者が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2か月の指定期間の延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は国内居住者及び在外者ともに1通のみです。手数料は4,200円です。ただし、(1)の延長が認められたときは、指定期間経過後の延長はできません。

なお、指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。また、指定期間経過後に期間の延長をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書(期間徒過)」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。(特施規様式第2の備考21) また、拒絶理由通知に対する意見書の指定期間についても、請求により延長することができます。その期間延長の詳細については、「第十八節拒絶理由通知に対する応答について」にある指定期間の延長を参照してください。

- (3) 手続する者及びその代理人の責に帰することができない理由によって、指定された期間内に手続をすることができないと認める場合には、もとの指定期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができます。